

## 新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う 緊急生活資金貸付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等(小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高等学校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等のことをいう。以下同じ。)の臨時休業等に伴い、子どもの世話のため、休業又は失業を余儀なくされ、一時的に収入が減少し、生計の維持が困難となった小学校等に在籍する子どもを持つ世帯に対し、緊急的に生活資金を貸し付けることにより、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 市長は、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う緊急生活資金(以下「貸付金」という。)について、この要綱に基づき貸付業務を行うものとする。

### (貸付対象)

第3条 貸付金の対象は、次の各号の条件をすべて満たす世帯の世帯主(以下「借受人」という。)とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話のため、令和2年2月27日から3月31日までの間に休業又は失業により一時的に収入が減少し、生計の維持が困難となった世帯。
- (2) 小学校等に在籍する子どもがいる世帯。
- (3) 千葉市内に住所を有する世帯(6か月以上)
- (4) 申込日時点において、生活保護(保護停止中を含む。)を受けていない世帯
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が属していない世帯
- (6) 世帯全員の所得の合計額が次の表に定める額に満たない世帯

世帯人員	合算額
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

### (貸付額)

第4条 貸付額は、市長が借受人における資金の用途や必要性、償還能力等を勘案の上、真に必要な額について決定するものとし、その上限額は200,000円以内とする。

2 貸付金を受けられる回数は、同一の貸付対象世帯に対し、1度限りとする。

(貸付方法)

第5条 貸付金の申請は、借受人からの申請によるものとし、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う緊急生活資金借入申込書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 貸付金は、無利子とする。
- 3 貸付金の交付は、一括での交付によるものとする。
- 4 貸付金の償還は、月賦によるものとする。ただし、借受人は、いつでも繰上償還することができる。
- 5 貸付の申込みにあたり、連帯保証人は不要とする。
- 6 貸付金の据置期間及び償還期間は次のとおりとする。ただし、当該償還期限までに支払わないことについて、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

据置期間	貸付の日の翌月1日から2月以内
償還期間	据置期間経過後12月以内

(貸付決定)

第6条 市長は、借受人から貸付の申込みがあったときは、申込みの内容を審査し、貸付について承認又は不承認の決定をするものとする。

- 2 市長は、借受人に対し、貸付について承認の決定をしたときは、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う緊急生活資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。))を交付し、借受人から新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う緊急生活資金借用書(様式第2号。以下「借用書」という。)の提出を受けるものとし、不承認の決定をしたときは、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う緊急生活資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を交付するものとする。
- 3 市長は、貸付決定通知書発行の日から起算して1か月を経過した日までに借用書が提出されないときは、貸付決定を取消することができる。

(借受人等の責務)

第7条 借受人は、借入の目的に即して資金を使用するとともに、安定した生活を送れるよう努めるものとする。

- 2 借受人は、市長の定める償還方法により、償還期限までに貸付金を償還しなければならない。
- 3 借受人は、市長から貸付金の申込に際し必要書類の提出又は内容等の問合せを求められたときは、必要な調査に協力しなければならない。
- 4 借受人又は借受人の属する世帯の者は、次のいずれかに該当する場合は、直ちに市長に

届け出なければならない。

- (1) 借受人が転居したとき
  - (2) 借受人の氏名に変更があったとき
  - (3) 借受人又は借受人の属する世帯の者が生活保護を受給したとき
  - (4) 借受人が破産又は民事再生手続開始（以下「破産等」という。）の申立てを受け、又は申立てをしたとき
  - (5) 借受人が死亡したとき
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定めた事由が生じたとき
- 5 借受人は、前各項に規定するもののほか、市長の定める条件を遵守しなければならない。

（一括償還及び貸付の中止）

第8条 市長は、借受人又は借受人の属する世帯の者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき一括償還を請求し、又は貸付を中止することができる。

- (1) 住所、氏名、世帯状況等の申請内容について虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき
- (2) 前条に規定する責務に違反したとき
- (3) 故意に償還金の支払を怠ったとき
- (4) 生活保護の受給を開始したとき
- (5) 破産等の申立てをし、又は申立てを受けたとき
- (6) 暴力団員であることが判明したとき
- (7) 前各号に掲げるもののほか、貸付を継続しがたい事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定により貸付金の全部又は一部につき一括償還を請求したときは、借受人に対し、10日以内に全額を償還するよう請求することができる。

3 市長は、前項の請求をした場合であつて借受人が期限までに償還しないときは、返還すべき額につき法定利率をもって、当該償還期限の翌日から償還した日までの日数により計算した延滞利子を徴収する。

（延滞利子）

第9条 市長は、借受人が貸付元利金を定められた償還期限までに償還しなかったときは、返還すべき額につき法定利率をもって、当該償還期限の翌日から償還した日までの日数により計算した延滞利子を徴収する。

（貸付金の償還猶予）

第10条 市長は、借受人又は借受人の属する世帯が災害その他やむを得ない事由により償還期限までに貸付元利金を償還することが著しく困難になったと認められるときは借受人の申請に基づき貸付元利金の償還を猶予することができる。

2 市長は、貸付元利金の償還を猶予した場合であっても、借受人が破産等の申立てを受け、又は申立てをしたときその他必要があると認めるときは、償還の猶予を取り消すことができる。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるほか、事業の実施に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 0 日から施行する。

(様式第1号)

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う  
緊急生活資金借入申込書

(あて先)千葉市長

私は、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴い、子の世話のため、休業や失業を余儀なくされ、一時的に収入が減少しましたので、下記確認事項に同意したうえで、「新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業に伴う緊急生活資金」を借り入れたく申し込みます。

確認事項

- ・私及び私の属する世帯員全員は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
- ・千葉市が当該申込手続に必要な範囲で官公署等から私又は私の属する世帯員全員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。
- ・千葉市が、審査を行うに当たり、私又は私の属する世帯員全員に係る生活保護の受給の有無、就労状況等について関係機関又は勤務先に必要に応じて照会することに同意します。

				申込日		年 月 日			
借入申込者	フリガナ	性別		生年月日	昭和 平成	年 月 日生 ( 歳)			
	氏名	男・女 その他						Ⓜ (※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。	
	住所	〒							
	電話番号	固定 携帯	メールアドレス						
	勤務先	名称			電話番号				
	(勤続年数 年 月)			所在地					
借入希望条件	借入希望金額	円		借入回数	一括				
	据置期間	か月 ( 年 月 ~ 年 月)							
	返済期間(月賦)	か月(回) ( 年 月 ~ 年 月)							
借入理由									
借入申込者世帯・資産状況について	世帯	フリガナ氏名	続柄	年齢	生年月日	職業	勤務先・学校名学年	年収	所得
	1		本人		年 月 日				
	2				年 月 日				
	3				年 月 日				
	4				年 月 日				
	5				年 月 日				
	6				年 月 日				
収入	収入合計	円		所得合計	円		支出合計	円	
住宅の状況	1.持ち家 2.借家 3.アパート 4.借間 5.その他 ( )								
負債	(内容)						(金額)		円

## 申し込みにあたっての留意事項

- 1 本申込書は、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業に伴う緊急生活資金貸付事業実施要綱に基づく貸付を行うためのものです。
- 2 千葉市は、借入のために提出された本申込書及び添付書類の記載事項について事実の確認を行うため、勤務先又は官公署等に照会することがあります。また、収入制限の条件があり、世帯の収入を確認させていただきます。
- 3 借入申込者は世帯主とします。
- 4 千葉市に6か月以上居住している世帯が対象です。なお、生活保護受給世帯は対象外です。
- 5 借入限度額は200,000円とし、一括での交付とします。
- 6 借入金の償還期限は、据置期間(貸付の日の翌月1日から2か月以内)終了後、12か月以内とします。
- 7 貸付利子は無利子とします。
- 8 借受人が、償還金を定められた償還期限までに支払わなかった場合は、延滞元金につき法定利率をもって、当該償還期限の翌日から支払の日までの日数により計算した延滞利子を徴収するものとします。  
ただし、当該償還期限までに支払わないことについて、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りではありません。
- 9 借受人に転居等の世帯の状況に変更があった場合は、遅滞なく千葉市長に届け出なければなりません。
- 10 虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けた場合には一括償還を求めます。

## 申込に添付する書類

番号	添付書類	備考	チェック
1	借入申込書		<input type="checkbox"/>
2	小学校等の臨時休業に伴い、令和2年2月27日から3月31日までの間に、休業又は失業により、一時的に収入が減少したことがわかる書類	次に掲げる書類のうちいずれか一つ ・雇用主の発行する休業証明書(自営業・日雇労働者(日雇労働被保険者ではない方)・フリーランス等の方は申告書)など ・離職票、雇用保険受給資格者証、雇用主の発行する離職証明書(離職証明書の取得できない方は申告書)など	<input type="checkbox"/>
3	市・県民税課税証明書	世帯全員(※)の平成30年分課税証明書	<input type="checkbox"/>

※所得がなく、かつ、世帯にいる者に扶養されていることが課税証明書により確認できる場合には、その世帯員について証明書の提出は不要です。

上記の書類とは別に審査に必要な書類を求めることがあります。

## 貸付時に提出する書類

番号	提出書類	備考
1	借用書	
2	借入申込者の通帳の写し	貸付金の振込先となる世帯主の本人名義口座

## 市事務処理欄

受付日	年 月 日
受付番号	
受付者	
貸付決定日	年 月 日
審査結果	承認・不承認
送金手続日	年 月 日
貸付番号	
備考	

(様式第2号)

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う

緊急生活資金借用書

借用金額 \_\_\_\_\_ 円

私は、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う緊急生活資金として上記金額を借用いたしました。

については、本借用書記載の厳守事項を固く守り、千葉市の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

年 月 日

(あて先) 千葉市長

貸付利子	無利子 ただし、延滞利子については 利率年 3.0%
貸付方法	一括
据置期間	か月
償還期間	か月
償還方法	月賦
償還金額	第1回目 円
償還回数	第2回目から最終回 円 × 回
償還場所	千葉市役所指定の金融機関口座 (別途指定)

借 受 人 住所.....

氏名.....<sup>印</sup>

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

**(借受中、厳守する事項等について)**

- 1 借受人は、市長の定める償還方法により、償還期限までに貸付金を償還しなければなりません。
- 2 借受人は、市長から貸付金の申込に際し必要書類の提出又は内容等の問い合わせを求められたときは、必要な調査に協力しなければなりません。
- 3 借受人又は借受人の属する世帯の者は、次のいずれかに該当する場合は、直ちに市長に届け出なければなりません。
  - (1) 借受人が転居したとき
  - (2) 借受人の氏名に変更があったとき
  - (3) 借受人又は借受人の属する世帯の者が生活保護を受給したとき
  - (4) 借受人が破産又は民事再生手続開始（以下「破産等」という。）の申立てを受け、又は申立てをしたとき
  - (5) 借受人が死亡したとき
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定めた事由が生じたとき
- 4 借受人は、前各項に規定するもののほか、市長の定める条件を遵守しなければなりません。
- 5 市長は、借受人又は借受人の属する世帯の者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき一括償還を請求し、又は貸付金の貸付をやめることができます。
  - (1) 住所、氏名、世帯状況等の申請内容について虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき
  - (2) 前項に規定する責務に違反したとき
  - (3) 故意に償還金の支払を怠ったとき
  - (4) 生活保護の受給を開始したとき
  - (5) 破産等の申立てをし、又は申立てを受けたとき
  - (6) 暴力団員であることが判明したとき
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、貸付を継続したい事由が生じたとき
- 6 市長は、借受人が貸付元利息を定められた償還期限までに償還しなかったとき又は前項の規定により市長が借受人に貸付金の全部又は一部につき一括償還を請求した場合であって、かつ、借受人が定められた償還期限までに償還しなかったときは、返還すべき額につき法定利率をもって、当該償還期限の翌日から償還した日までの日数により計算した延滞利息を徴収するものとします。
- 7 市長は、借受人又は借受人の属する世帯が災害その他やむを得ない事由により償還期限までに貸付元利息を償還することが著しく困難になったと認められるときは、借受人の申請に基づき貸付元利息の償還を猶予することができます。
- 8 市長と債務者の間で調停または訴訟の必要性が生じた場合には、本市の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

**(個人情報の取扱い)**

個人情報について、千葉市個人情報保護条例（平成 17 年千葉市条例第 5 号。以下「条例」という。）その他個人情報の保護に関する法令等に基づいて取り扱うものとする。借受人は個人情報がこの各規程に基づいて取り扱われることについて同意するものとする。

私（借受人）は、記載事項を確認の上、本借用書の写しを受領いたしました。

受領日	署名又は押印
年 月 日	

**※市記入欄**

貸付番号		貸付決定日		貸付金振込日	
------	--	-------	--	--------	--



様

千葉市長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う  
緊急生活資金貸付決定通知書

あなたがお申込みになりました新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う緊急生活資金は、審査の結果、下記の通り貸付決定し、お振込みいたしますのでお知らせいたします。

第一回償還期日(入金期限日)は 年 月 日です。  
償還の際には、期日までに納入通知書でお近くの金融機関、郵便局からお支払いください。

貸付番号			
貸付決定日	年 月 日		
振込年月日	年 月 日 金融機関の処理の都合上、口座への入金日が遅れる場合があります。		
振込口座	銀行 支店 普通預金 口座番号 口座名義人：		
貸付決定額	円	償還金額	第一回目 (元金) 円 (利子) 円 (合計) 円
貸付利子	円		(元金) 円 (利子) 円 (合計) 円
貸付方法	一括交付		第二回目から最終回 (元金) 円 (利子) 円 (合計) 円
据置期間	か月 (自) 年 月 日 (至) 年 月 日		
償還期間	か月 (自) 年 月 日 (至) 年 月 日		
償還回数	回	償還方法	月賦
借受人			

貸付中の厳守事項等について

- 借受人は、市長の定める償還方法により、償還期限までに貸付金を償還すること。
- 借受人又は借受人の属する世帯の者は、次のいずれかに該当する場合は、直ちに市長に届け出ること。
  - 借受人が転居したとき
  - 借受人の氏名に変更があったとき
  - 借受人又は借受人の属する世帯の者が生活保護を受給したとき
  - 借受人が破産又は民事再生手続開始の申立てを受け、又は申立てをしたとき
  - 借受人が死亡したとき
  - 前各号に掲げるもののほか、市長が定めた事由が生じたとき
- 借受人又は借受人の属する世帯の者が次のいずれかに該当するときは、貸付金の全部又は一部を返していただくことがあります。
  - 住所、氏名、世帯状況等の申請内容について虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき
  - 前項に規定する責務に違反したとき
  - 故意に償還金の支払を怠ったとき
  - 生活保護の受給を開始したとき
  - 破産等の申立てをし、又は申立てを受けたとき
  - 暴力団員であることが判明したとき
  - 前各号に掲げるもののほか、貸付を継続しがたい事由が生じたとき
- 償還期限までに償還しなかったときは、返還すべき額につき法定利率をもって延滞利子を徴収します。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(連絡先) 千葉市役所地域福祉課 地域福祉班 電話 043-245-5158

(様式第4号)

千葉市指令保地第 号  
年 月 日

様

千葉市長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う  
緊急生活資金貸付不承認決定通知書

あなたがお申込みになりました新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う緊急生活資金は、審査の結果、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

(不承認の理由)

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(連絡先) 千葉市役所地域福祉課 地域福祉班 電話 043-245-5158